



一般建設業許可指令書

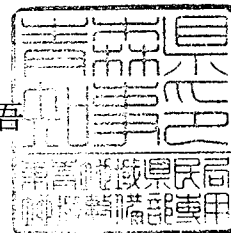
青森市問屋町1-11-15

江渡商事株式会社

令和 4 年 5 月 18 日付けで申請のあった 一般建設業の許可については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 4 年 6 月 7 日

青森県知事 三村 申 吾



記

- 許可番号 青森県知事許可（般 - 4）第 15721 号
- 許可の有効期間 令和 4 年 7 月 10 日から 令和 9 年 7 月 9 日まで
- 建設業の種類
機械器具設置工事業 電気通信工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 9 年 6 月 10 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)